

主張と証拠の早期提出と争点整理

弁護士

山崎雄一郎 Yuichiro Yamazaki

I はじめに

ここ数年の民事第一審訴訟手続に要する標準的な期間は、残念ながら、後述するように、旧民事訴訟法下とほぼ同じ程度（おおむね2年間）となってしまっている。これは、争点整理手続の中でも最も多用されている弁論準備手続の長期化傾向によるものであり、その手続の適正を保ちつつも迅速化を図ることが喫緊の課題である。

審理の序盤から、主張と証拠ができるだけ早い時期に提出されることが、弁論準備手続の長期化の抑止につながるはずである。また、争点整理手続において、主張と証拠を早期に提出することは、審理の効率化と訴訟手続全体の迅速化を促進して、迅速な裁判を実現¹するための手段であるから、実質的にも弁論準備手続の効率化、迅速化に寄与することになっていなければならない。

そこで、本稿では、主張と証拠の早期提出が進まず、これを妨げてしまう事情とそれを克服する工夫を考えるとともに、主張と証拠の早期提出があっても争点整理が遷延化する事態に陥ることもあることから、その原因分析と克服の

方策にも焦点を当てて、解決に向けた方策を検討する。

II 主張と証拠の早期提出の理念型と争点整理

1 裁判所の心証形成へ向けられた原告による主張と証拠の早期提出活動の理念型

弁護士は、依頼者から訴訟提起に向けた相談を受けると、その関係者からの聴取、資料の提供を受けながら事実を把握していく。訴訟を提起しようとする段階で、最も当該事件に関する事実関係を把握している法律家は、当然のことながら、原告訴訟代理人となる弁護士である。

民事訴訟法246条が明示するとおり、処分権主義の下で審判対象の設定は原告の専権であり、原告は、自己が最も法的利益が得られると考える審判対象を設定することができる。

原告訴訟代理人となる弁護士は、裁判所に自陣に有利な心証を持ってもらうべく、その依頼者の権利が最大限認められる法律構成と事実を裁判所に提示し、これを裏付ける書証等について、制限を加えられることなく、訴状に添付し

1 裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）1条